

2021 業務のご案内

ディスクロージャー誌 2020年4月1日～2021年3月31日
JF Marine Bank Chiba Disclosure 2021

「JFマリンバンク」は、

JFマリンバンク会員

(信用事業を営む漁業協同組合等・信用漁業協同組合連合会・農林中央金庫)

および全国漁業協同組合連合会がメンバーとなって、

「マリンバンクあんしん体制」を構築する

全国ネットの金融グループの総称です。



目次

● ごあいさつ	01
● 経営方針	02
● 金融ADR制度への対応	03
● リスク管理の体制	04
● 法令遵守の体制	06
● 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	08
● 当会の組織	10
● 地域の活性化のための取組みの状況	15
● トピックス	15
● 事業（商品・サービス）のご案内	16
● 手数料一覧	21
● 資料編	23

○ 本誌は、水産業協同組合法第58条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

○ 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

ごあいさつ

平素より、千葉県信用漁業協同組合連合会(略称「JFマリンバンクちば」)をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昭和25年の設立以来、「浜の金融機関」として県下漁業の発展と浜の生活向上、そして地域社会の振興に資するべく組合員・利用者の皆様に寄り添った業務展開に努めてまいりました。

この度、皆様に当会をより一層ご理解いただくため、経営方針や業務内容、直近の業績などをとりまとめたディスクロージャー誌「2021業務のご案内」を作成いたしましたので、ご一読頂ければ幸いです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響からあらゆる社会経済活動が大幅に制限されることとなり、結果、大変厳しい景気後退を経験することとなりました。また、繰り返される感染再拡大により経済停滞の深刻化・長期化が危惧されます。

こうした状況の中、当会では「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(漁船リース事業)」など資金需要対応により貸付金残高が前年比103.6%の実績となったほか、系統預け金や有価証券の効率的な資金運用や管理費削減により、当期利益37,481千円の実績となりました。

さて、70余年にわたりご愛顧いただきました”千葉県信用漁業協同組合連合会“は、広域信漁連東日本ブロック11都県域(青森・岩手・茨城・千葉・東京・新潟・富山・石川・福井・静岡・三重)の合併により、令和3年4月より”東日本信用漁業協同組合連合会”として、新たな船出をいたしました。

漁業環境・金融情勢いずれも非常に厳しい今日ですが、今後も皆様から信頼され、愛されるJFマリンバンクであり続けるため、私ども役職員一丸となり業績向上・経営改善・コンプライアンスの徹底に努め、浜や地域の期待に応えてまいる所存でございますので引き続きご理解・ご支援をお願いいたします。

経営方針（令和2年度事業運営方針）

「中期経営計画」（2019年度～2021年度）を基に、経営の健全化に取り組んでまいります。

1. 経営管理体制の強化・充実

① 店舗管理体制の整備・強化

「JF マリンバンク基本方針」に基づく「JF マリンバンク体制整備基準・指針」に則った店舗運営体制の整備・強化を図り、当会全体でのコスト削減による収支構造の安定化に取り組むとともに、事務リスク管理体制の徹底により不祥事未然防止に努めてまいります。

2. 具体的実施事項

① 貯金業務

貯蓄推進においては、「漁業者家計メイン化推進運動」への参画を行い資金量の増強を図ってまいります。

② 為替業務

迅速確実な事務処理を徹底するとともに、系統為替利用促進を図ってまいります。

③ 貸出業務

浜に出向く体制として漁業者訪問を行い漁業者の資金ニーズを把握するとともに、水産業成長産業化沿岸地域創出事業（新リース事業）に係る資金対応等、漁業関連資金に係る適切な資金対応を継続するとともに、保証機関との連携により住宅ローン並びに小口ローン等の生活資金に関する商品の推進を図ってまいります。

また、金融円滑化に係る基本的方針に基づき、顧客からの相談に対し適切に対応してまいります。

3. 固定化債権の回収及び管理体制の強化

初期延滞の対応強化を図り、債権劣化を防ぐとともに「千葉県信漁連リスク管理強化特別委員会」により策定した固定化債権回収計画に基づき、回収促進を行ってまいります。

4. 要改善JFの指導

「JF 経営指導千葉県委員会」の指導方針に基づき、JF経営指導プロジェクトチーム及び関係団体と連携し、経営指導に努めてまいります。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置の内容

当会では、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、

①利用者サポート等管理責任者の設置

②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

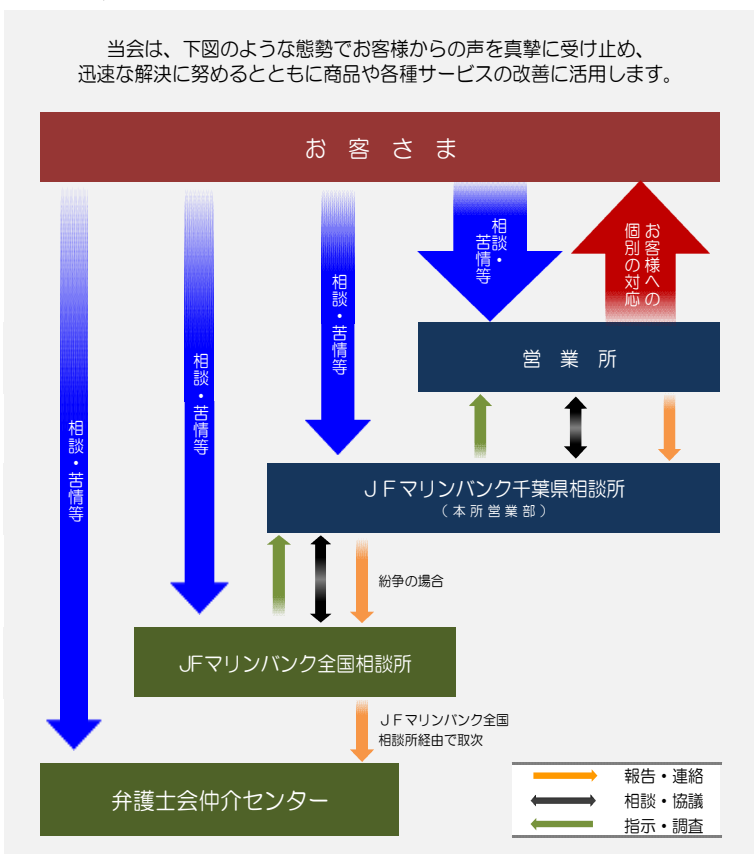
受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。

(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。)

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。



◆ご相談・苦情等の窓口
千葉県信漁連 各営業所
(連絡先は12頁に記載しております)

◆上記のほか下記窓口でも受け付けます。
JFマリンバンク千葉県相談所
電話番号:043-242-5267

◆JFマリンバンク全国相談所でも、JFマリンバンクに関するご相談・苦情等をお受けしております。
JFマリンバンク全国相談所
電話番号:03-3294-9670
受付時間:午前09時30分～12時00分
午後01時00分～05時00分
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

リスク管理体制（リスク管理基本方針）

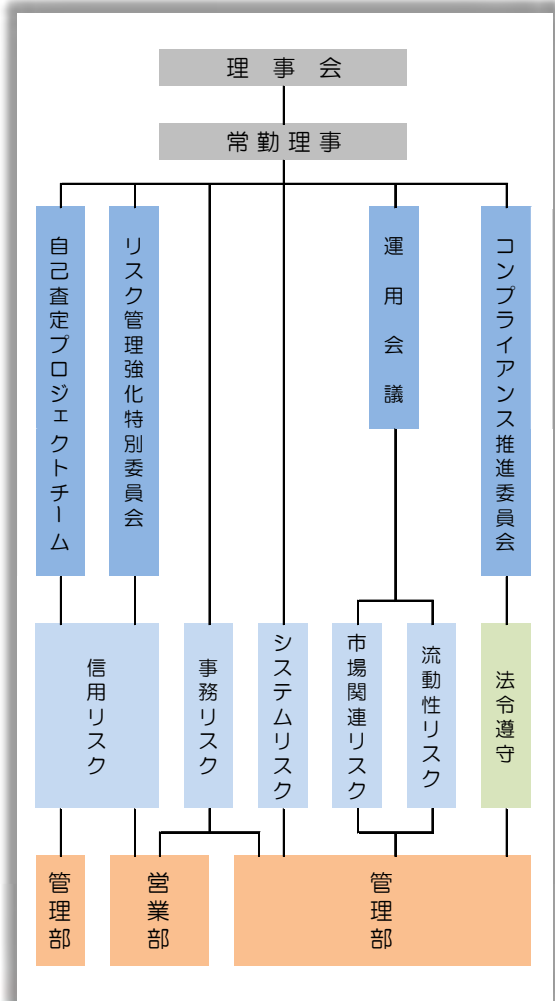
組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

金融の自由化、国際化の進展やITによる金融技術の発展などにより、金融機関の業務はますます多様化し、管理するリスクも複雑かつ多岐にわたり、量的にも拡大しています。

このような中で、当会の経営においては、自己責任に基づき様々なリスクを的確に把握し、管理していくことが求められております。

当会は、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことが最重要課題であると考え、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。



1. 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失して金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、貸出資産の健全性の向上を図るため、貸出審査にあたっては特定の業種、漁種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保・保証にのみとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、「与信審査マニュアル」に基づき、信用リスクの管理を徹底するものとします。

また、資産の自己査定については、一次査定を起案担当部署が、二次査定を審査担当部署でそれぞれ実施し、更に、監査室において、資産の自己査定実施プロセスを点検・検証することによって、信用リスク管理が適切に実施されているかを監査しております。

2. 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場リスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、「余裕金運用規程」を定め、金利変動リスク・価格変動リスク等の市場性リスクをコントロールしながら収益の増強を図っており、当会全体の資金運用・調達方針は、定期的開催する「運用会議」で協議し、資産・負債管理の体制の強化に努めております。

また、組織面では、運用部門と管理部門を分離し、それぞれ相互けん制機能が発揮できるよう役割を明確化しております。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保ができなくなる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当会では、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本とし、「運用会議」において当会全体の資金繰りリスクを統括的に管理しています。

4. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいいます。

当会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場関連リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

当会では、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期監査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る又は事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、事務トラブルの発生を防止し、正確で迅速な事務処理が維持されるよう、各種規程やマニュアルの整備、事務処理体制の改善等による事務処理水準の向上に努めるとともに、取引先からの苦情に対しては迅速かつ適切に対応いたします。

また、日常の事務リスクに対応するために監査室による内部監査を実施し、相互けん制体制と厳正な事務処理態勢の確立に努め、さらに事務処理ミスの早期発見及び事故防止等を目的として、担当部署長が自らチェックを行う自主点検を実施しております。

なお、事故防止のための人事管理として、年1回1週間連続して職員が職場を離れる職場離脱を実施するとともに、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないように人事異動（ローテーション）を実施しております。

6. システムリスク管理

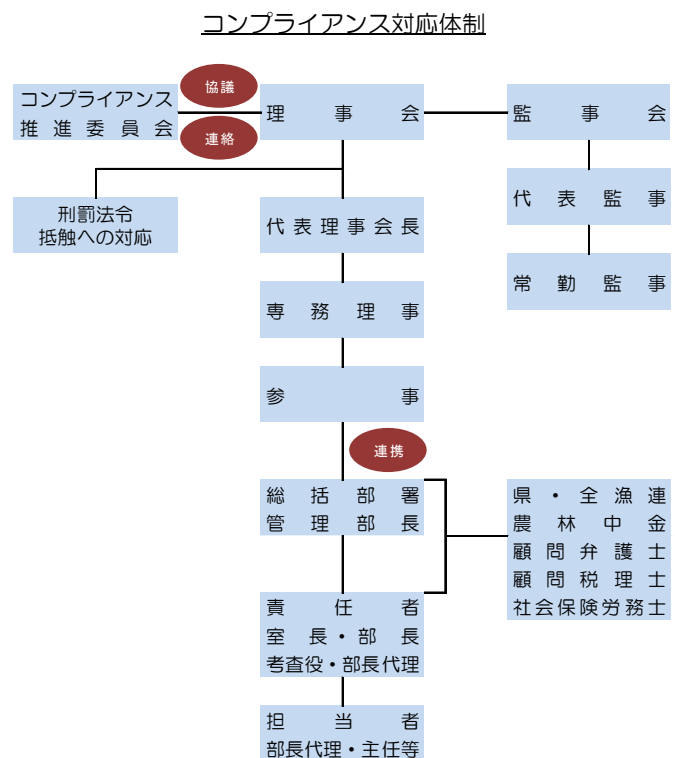
システムリスクとは、コンピュータ・システムの事故、故障、誤作動、システム不備等によっても金融機関が損失を被るリスク、また、コンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、全国漁協オンラインセンターと連携のうえ、コンピュータ・システムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、「電算システム運用管理規程」及び「セキュリティポリシー（安全対策基本方針）」に基づき、厳正な管理・運営体制と安全対策を徹底して実施しております。

法令遵守の体制

当会では、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、毎年度制定するコンプライアンス・プログラムの実践スケジュールに基づき、地域の組合員・利用者から信頼されるマリバンクをめざし、安心感と透明度の高い業務運営を行います。

具体的には、日常の活動や業務運営の指針となる「倫理要綱」を基本原則として、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を実践し、日常業務における違法行為及び事故の未然防止に努めます。



倫理要綱

1. 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

2. 質の高い金融サービスの提供

漁業生産ならびに組合員の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行する。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

5. 会員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

金融商品勧誘方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場にたった勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

個人情報保護に向けた取り組み

当会は、業務上取得した個人情報を正しく取り扱うことが事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下のとおり個人情報保護方針を定め誠実に遵守いたします。

個人情報保護方針

1. 本会は、個人情報を取り扱う際に「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守する。
2. 本会は、利用目的を可能な限り特定した上、あらかじめ個人情報提供者の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱う。
3. 本会は、個人情報を取得する場合には、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかに個人情報提供者に通知または公表する。
但し、個人情報提供者から書面により直接取得する場合には、あらかじめ明示する。
4. 本会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等および委託先を監督する。
5. 本会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ個人情報提供者の同意を得ることなく、個人データを本会以外の第三者に提供しない。
6. 本会は、保有個人データにつき、法令に基づき個人情報提供者からの開示、訂正等に応じる。
7. 本会は、取り扱う個人情報につき、個人情報提供者からの苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための本会内部管理体制の整備をはかる。
8. 本会は、取り扱う個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を実施する。
9. 本会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどにより、本保護方針の適正な実施運営及び継続的な改善に努める。

漁業者等の経営の改善のための取組の状況

中小漁業者等の経営支援に関する取組状況（金融円滑化にかかる基本的方針）

当会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下に掲げる「金融円滑化及び経営者保証にかかる基本的方針」を定め、取組んでおります。

1. 当会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
2. 当会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対し金融円滑化の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めてまいります。
6. 当会は従来より、事業を営む組合員等の皆様への新規融資の際に提供いただく個人保証（会社の代表者等の経営者保障）の取扱いに際し、新規融資の相談時、契約時および保証債務履行時において適切な対応に努めてまいりました。
当会は、平成25年12月に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、本ガイドラインで求められているお取引先の経営状況等を踏まえ、経営者保証に依存しないお借入れの一層の促進を図るとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合や保証人のお客さまが保証債務の整理を申し立てられた場合等において、引き続き誠実に対応するよう努めてまいります。

中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当会では、お客さまからの融資に係るお申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 代表理事会長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化及び経営者保証にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 当会は営業部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 本所・各営業所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

当会では、全国漁業信用基金協会等系統各団体や日本政策金融公庫等と連携した対策を行っております。

具体的には、お客さまとの面談によるコンサルティング、償還条件の変更、あるいは負債整理資金の提供による償還負担の軽減等に応じております。

水揚げ不振等により現在の償還条件が厳しい等問題がありましたら、まずはお気軽に窓口担当者にご相談ください。

～「浜の活力再生プラン」の取り組みについて～

本県では、「浜の活力再生プラン」策定推進事業に基づき「千葉県農林水産振興計画」を策定し、「農林水産王国・千葉」の復活をめざすとともに、農山漁村の活性化を図ることとしております。

水産では「収益力の高い漁業経営体への転換」を方針とし、資源管理の強化や省人・省エネ型漁船の導入や協業化を目指します。例えば、ノリ養殖業については生産工程の協業化などコスト低減など収益力の高い操業体制の実現に取り組みます。

当会では、本事業を遂行するために金融の円滑化を図ってまいります。

◆ 会員

	令和元年度	令和2年度	増減
正会員	43	43	0
准会員	12	11	△1
計	55	54	△1

◆ 役員の状況

(令和3年3月末)

役職名	常勤/非常勤の別	氏名	備考
代表理事会長	非常勤	平 島 孝 一 郎	平成16年6月28日より理事
副会長理事	非常勤	坂 本 雅 信	平成21年6月25日より理事
専務理事	常勤	鈴 木 章 浩	員外理事
理事	非常勤	渡 邊 幸 治	
理事	非常勤	鈴 木 久 雄	
理事	非常勤	平 野 竹 雄	
理事	非常勤	土 屋 青 市	
代表監事	非常勤	松 本 ぬ い 子	
監事	非常勤	森 久 仁 男	
監事	常勤	伊 藤 有 造	員外監事

◆ 自動機の設置状況 A T M（現金自動預入・支払機）、C D（現金自動支払機）の設置台数

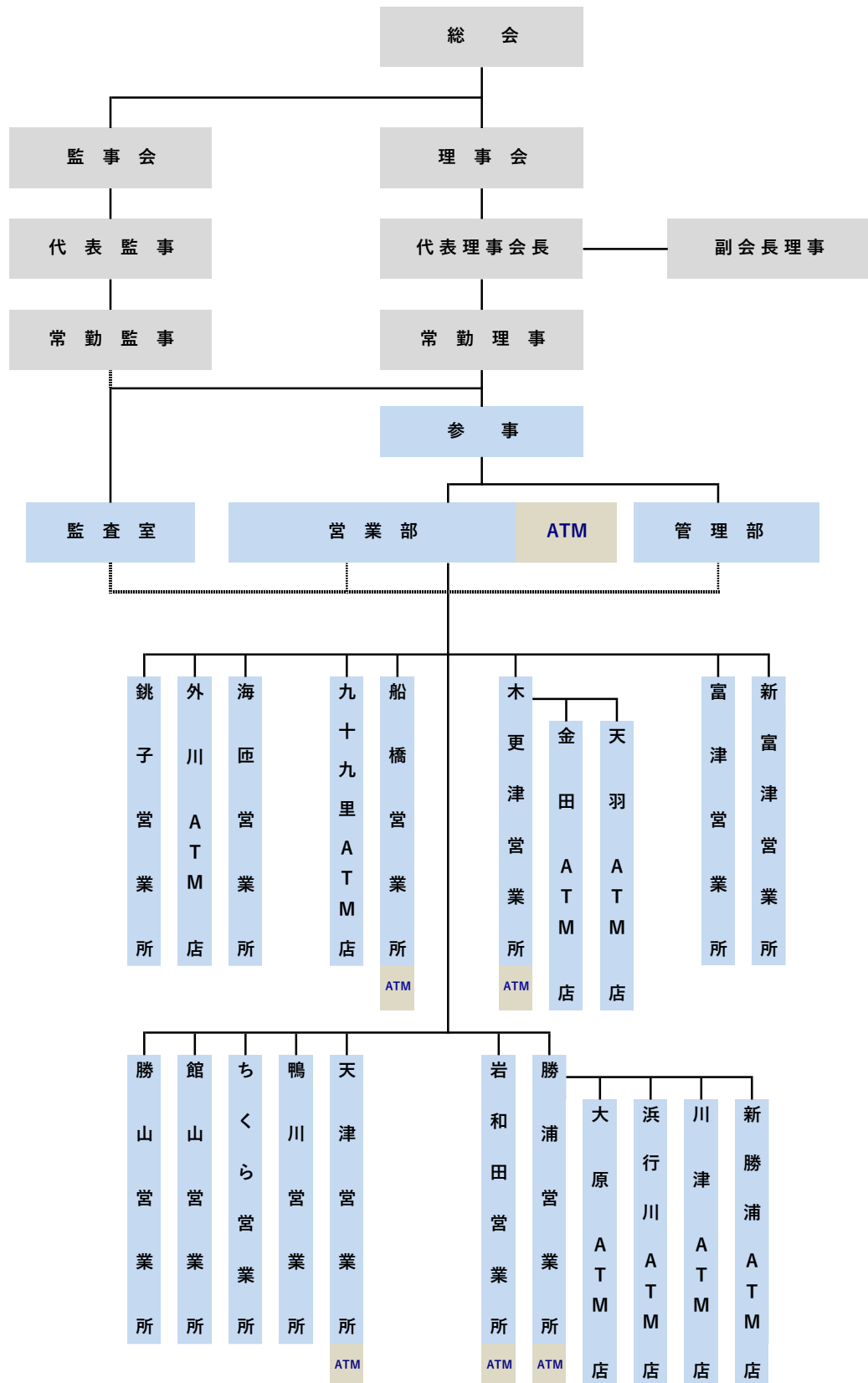
区分	種類	店舗内	店舗外
信漁連設置	CD	-	-
	ATM	14台	-

◆ 協同会社 該当なし

◆ 特定信用事業代理業の状況

区分	氏名又は名称（商号）	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者又は事業所の所在地
特定信用事業代理業	-	-	-

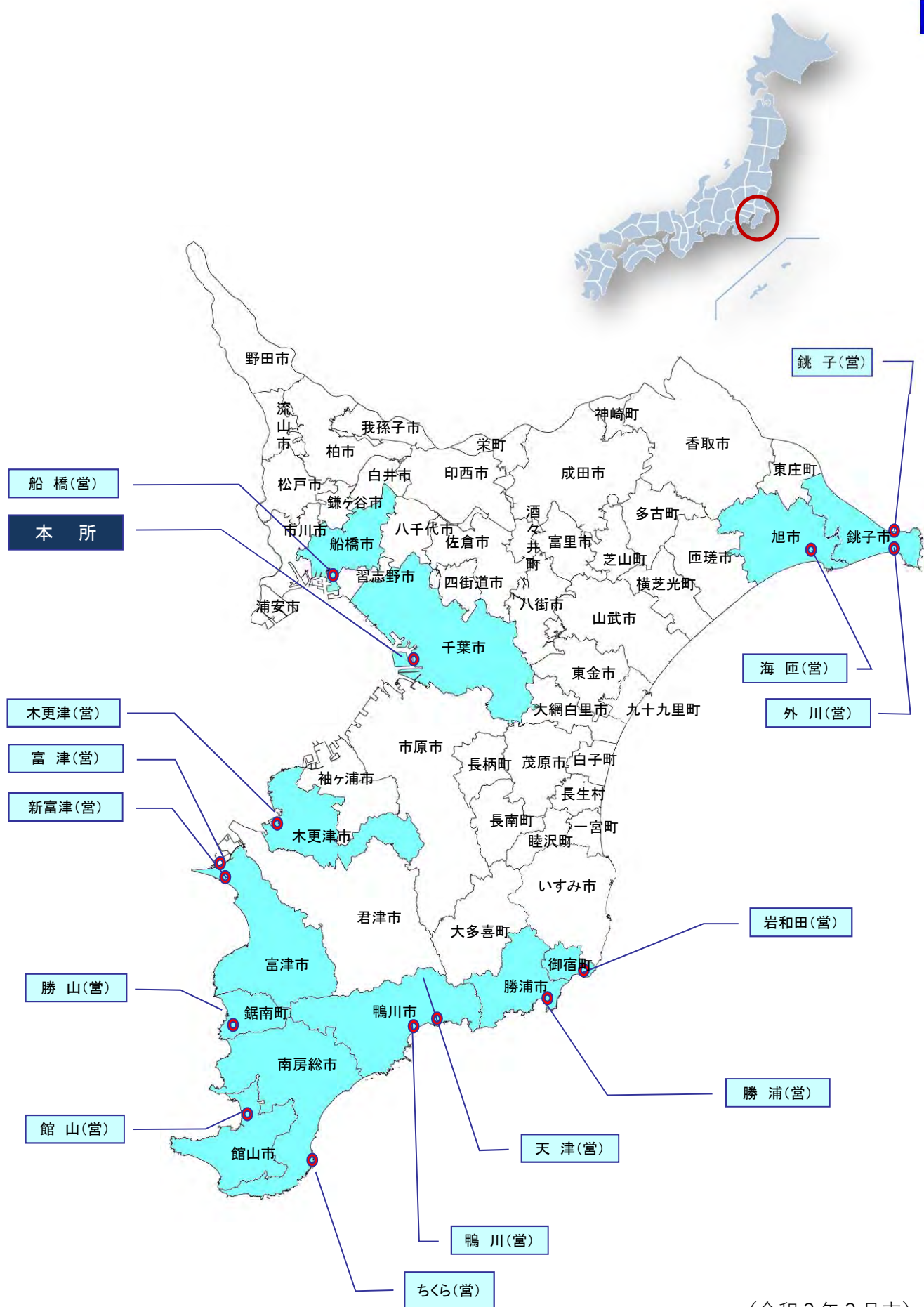
◆ 組織構成図 (令和3年3月末)



◆ 店舗一覧 (令和3年3月末)

	千葉・東葛地区					
ATM	本 所	〒260-0021	千葉市中央区新宿2-3-8	水産会館 2F		043-242-5261
ATM	船 橋 営 業 所	〒273-0011	船橋市湊町1-24-6	(船橋市漁協内)		047-431-2041
	君津地区					
ATM	木 更 津 営 業 所	〒292-0067	木更津市中央3-3-1			0438-22-5171
ATM	金 田 A T M店	〒292-0008	木更津市中島4412	(金田漁協内)		0438-41-0511
	富 津 営 業 所	〒293-0021	富津市富津2035-74	(富津漁協内)		0439-87-5561
	新 富 津 営 業 所	〒293-0021	富津市富津2430-1	(新富津漁協内)		0439-87-3555
ATM	天 羽 A T M店	〒299-1622	富津市萩生1174-5	(天羽漁協内)		0439-69-8321
	安房地区					
	館 山 営 業 所	〒294-0045	館山市北条字浜田1371			0470-23-7121
	勝 山 営 業 所	〒299-2117	安房郡鋸南町勝山122	(鋸南町勝山漁協内)		0470-55-1511
	ち くら 営 業 所	〒295-0025	南房総市千倉町千田1052-6	(東安房漁協内)		0470-43-8822
	鴨 川 営 業 所	〒296-0003	鴨川市磯村137-2	(鴨川市漁協内)		04-7093-2111
ATM	天 津 営 業 所	〒299-5503	鴨川市天津1504-2	(東安房漁協天津支所内)		0470-94-0501
	勝浦地区					
ATM	勝 浦 営 業 所	〒299-5233	勝浦市浜勝浦370			0470-73-0117
ATM	浜 行 川 A T M店	〒299-5255	勝浦市浜行川173	(新勝浦市漁協浜行川支所内)		0470-76-0721
ATM	川 津 A T M店	〒299-5232	勝浦市川津1466	(新勝浦市漁協川津支所内)		0470-73-0167
ATM	新 勝 浦 A T M店	〒299-5224	勝浦市新官207	(新勝浦市漁協内)		0470-73-1325
ATM	岩 和 田 営 業 所	〒299-5105	夷隅郡御宿町岩和田945-1	(御宿岩和田漁協内)		0470-68-2011
ATM	大 原 営 業 所	〒298-0000	いすみ市漁港埋立地	(夷隅東部漁協内)		0470-62-0111
	銚子・九十九里地区					
	銚 子 営 業 所	〒288-0001	銚子市川口町2-6528	(銚子市漁協内)		0479-22-5405
ATM	外 川 A T M店	〒288-0014	銚子市外川町5-1	(銚子市漁協外川支所内)		0479-25-1166
	海 匠 営 業 所	〒289-2706	旭市下永井308	(海匠漁協内)		0479-57-3202
ATM	九十九里 A T M店	〒283-0102	山武郡九十九里町小関2347-36	(九十九里漁協内)		0475-76-4161

(ATM … 一部店舗のATM (下線のあるもの) は記帳専用です)



(令和 3 年 3 月 末)

昭和25年12月	当連合会設立	平成10年 3月	富津漁協の信用事業を譲り受け富津支所開設
昭和27年 8月	館山出張所開設	平成10年 9月	夷隅東部漁協の信用事業を譲り受け大原支所開設
昭和27年12月	木更津出張所開設	平成10年10月	MICS（業態間オンライン）に加盟
昭和28年 2月	勝浦出張所開設	平成11年 1月	鴨川支所廃止
昭和28年12月	鴨川出張所開設	平成11年 2月	天津小湊町漁協の信用事業を譲り受け天津支所開設
昭和30年 8月	出張所を支所に店舗形態変更	平成12年 6月	創立50周年記念式典挙行、記念誌発行
昭和30年12月	銚子支所開設	平成12年10月	郵貯とのCD・ATM相互利用開始
昭和31年 4月	千倉出張所開設	平成13年 7月	デビットカード取扱開始
昭和37年10月	君津駐在所開設	平成14年 7月	J F マリンネットバンキング稼動
昭和38年10月	農林漁業金融公庫業務受託開始	平成14年12月	和田支所を営業所に店舗形態変更
昭和40年 3月	住宅金融公庫業務受託開始	平成16年 1月	マルチペイメントネットワークサービス開始
昭和40年 6月	農林漁業団体職員共済組合業務受託開始	平成16年 1月	北海道オンラインシステムの統合による 全国漁協オンラインシステムの統一化
昭和41年 5月	千葉支所開設	平成16年 2月	大原支所を営業所に店舗形態変更
昭和42年 8月	君津駐在所閉鎖	平成16年 4月	白浜支所を営業所に店舗形態変更
昭和42年 8月	農林年金団体貸付業務受託開始	平成17年 2月	富津支所・勝浦支所・銚子支所を 営業所に店舗形態変更
昭和44年 7月	千葉支所廃止、管理課設置	平成17年 3月	天津支所・九十九里支所を営業所に店舗形態変更
昭和45年11月	創立20周年記念式典挙行	平成17年11月	セブン銀行のCD利用サービス開始
昭和46年 4月	水産水道会館落成式（千葉市千葉港）	平成17年12月	県下の漁協系統信用事業の譲り受けが全て完了し、 「一県一信用事業責任体制」の構築完了
昭和46年12月	農林中央金庫代理業務開始	平成18年 3月	木更津支所・館山支所を営業所に店舗形態変更
昭和47年 3月	全国漁協信用事業相互援助制度加入	平成19年 5月	セブン銀行、郵貯のATMでの入金取引サービス開始
昭和49年 1月	千葉県水道局収納業務取扱開始	平成23年 3月	東日本大震災発生
昭和49年 2月	年金福祉事業団代理業務開始	平成23年 9月	水産会館移転に伴い、本所所在地を千葉市 中央区千葉港から千葉市中央区新宿に変更
昭和49年 5月	千葉県収納代理業務開始	平成26年 6月	
昭和50年 2月	為替業務開始	平成26年10月	匠瑳営業所廃止
昭和51年 5月	千倉出張所廃止	平成27年 3月	富山営業所・忽戸ATM店・浜荻ATM店廃止
昭和53年11月	雇用促進事業団業務受託開始	平成27年 9月	下洲営業所・大佐和営業所廃止
昭和53年12月	国民金融公庫業務受託開始	平成29年 1月	勝浦中央営業所廃止
昭和53年12月	農林中央金庫代理貸付業務開始	平成29年 2月	勝浦営業所移転
昭和54年 2月	全国銀行内国為替制度加盟	平成30年 3月	相浜営業所・保田営業所廃止
昭和54年 2月	電気料金収納事務取扱開始	平成30年10月	江川営業所廃止
昭和54年 7月	電信電話公社収納事務取扱開始	平成31年 3月	船形営業所・和田営業所・勝浦墨名ATM店廃止
昭和54年11月	NHK放送受信料収納事務取扱開始	令和元年12月	西岬営業所廃止
昭和55年11月	創立30周年記念式典挙行、記念誌発行	令和2年 3月	牛込営業所・小湊営業所廃止
平成 1年 5月	全国漁協オンライン貯金業務稼動	令和2年 10月	天羽営業所廃止
平成 1年 8月	全国漁協オンライン為替業務稼動	令和2年 12月	白浜営業所廃止
平成 2年 4月	全国漁協オンライン県内貯金ネットシステム稼動	令和3年 1月	大原営業所廃止
平成 2年 5月	本所ATM稼動	令和3年 2月	金田営業所廃止
平成 4年 4月	全国漁協オンライン貸出システム稼動	令和3年 3月	富浦営業所・外川営業所・九十九里営業所 船橋営業所・岩和田営業所廃止
平成 5年11月	全国漁協オンライン 全国漁協貯金ネットサービス稼動		
平成 6年 3月	九十九里町漁協・白里漁協の信用事業を譲り受け、 九十九里支所開設（県下の初統合）		
平成 6年 3月	和田町漁協の信用事業を譲り受け和田支所開設		
平成10年 3月	白浜町漁協の信用事業を譲り受け白浜支所開設		

地域の活性化のための取組の状況

当会は、水産漁業協同組合法を根拠法に、本県域の漁協系統の地域金融機関として、会員及び漁業者等皆様のニーズに応じた質の高い金融サービスを提供し、県内漁業の発展、漁業者等利用者皆さまの生活向上、さらには地域経済・社会に貢献して参ります。

また、協力組織である千葉県漁協女性部連絡協議会の事務局として、県下の漁協女性部と共に「海はこころのふるさと」をモットーに組織づくりの活動の活性化及び魚食普及活動の推進など、豊かな漁村づくり運動にも積極的に参加するとともに、海や操業の安全を守る運動として、ライフジャケット着用を呼びかける「LGL」（ライフガードレディース）活動について積極的に取り組んでおります。

トピックス

◆ 年金定期貯金獲得運動の実施

「JF マリンバンクちば」では、年金定期貯金獲得運動方針に基づき「年金定期貯金の獲得運動」と「年金受給者口座の獲得運動」を推進項目に掲げ展開しております。

年金定期貯金の獲得運動期間中は、定期貯金 1 カ年を対象に通常の店頭金利に上乗せした特別金利を適用し取り扱っております。

◆ 漁業者家計メイン化推進運動の実施

JF マリンバンクでは、漁業者を中心とする世帯全体の貯金、生活資金（ローン）貸出、口座振替等の総合取引により、「漁業生産・漁業所得の向上・安定化」に貢献し、漁業者家計メイン化推進運動を積極的に取り組んでおります。

事業のご案内

当会は、貯金・貸出・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行っております。

この信用事業は、漁協・信漁連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、漁協系統金融として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

会員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

「JF マリンバンクちば」店舗に設置のATMの他、全国の銀行、信用金庫をはじめとするM I C S加盟金融機関のキャッシュサービスコーナー、コンビニエンスストア等のATMでも現金のご出金が可能です。

貯金の種類

種類		特色	期間	お預入額
総合口座 (普通貯金・定期貯金)		1冊の通帳で貯める・使う・借りる・自動支払などの機能がセットされた口座です。暮らしの家計簿としてご利用ください。 普通貯金が不足しても定期貯金の合計額の90%最高200万円まで自動融資が受けられます。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金		手形・小切手が利用できる商取引の決済口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金		いつでも出し入れ自由な貯金です。公共料金等のお支払いや給与、年金などの自動受取もできます。 ※お客様のご希望により、貯金保険制度で全額保護の対象となる無利息の決済用普通貯金へ切り替えが可能です。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金		まとまった資金の短期間の預け入れにご利用ください。	7日以上	1万円以上
納税準備貯金		納税のために日頃から準備しておく貯金です。お利息は非課税です。	納税の際引き出し	1円以上
貯蓄貯金 (Ⅰ型・Ⅱ型)		個人のお客様限定の、普通貯金の便利さと定期貯金の有利さを兼ね備えた貯金です。普通貯金と貯蓄貯金間のスウィング（振替機能）も備えています。基準残高以下の場合は普通貯金金利となります。なお、1ヶ月に6回以上のお引き出しには手数料がかかります。	出し入れ自由	1円以上
■ 定期貯金	期日指定 定期貯金	個人のお客様限定の、1年複利の定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。	最長 3 年 (1年据置後満期日を指定)	1円以上
	スーパー定期 <単利型>	自由金利型定期貯金。自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1ヶ月以上5年以内	1円以上
	スーパー定期 <複利型>	個人のお客様限定の、半年複利の自由金利型定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	3年以上5年以内	1円以上
	大口定期貯金	大口のお客様用の自由金利型定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1ヶ月以上5年以内	1000万円以上
	変動金利型 定期貯金<単利型>	半年ごとに金利が変わる定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1年以上3年以内	1円以上
	変動金利型 定期貯金<複利型>	個人のお客様限定の、半年複利の定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	3 年	1円以上
積立定期貯金		毎月の積立をスーパー定期でお預かりする定期貯金です。	1ヶ月以上5年以内	1円以上
定期積金		契約時に満期目標額を設定する方式と毎回の掛金額を定める方式がございます。	6ヶ月以上5年以内	100円以上

(注) 貯金に関しては、貯金規定集の内容をご覧ください、ご不明な点は店頭窓口までお尋ねください。

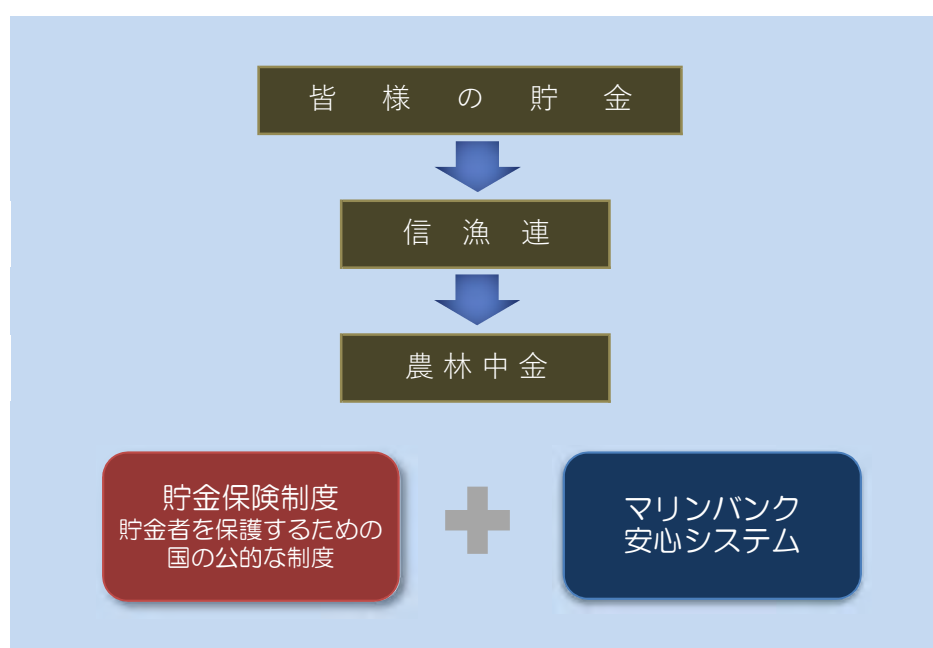
J F マリンバンクが安心な理由

**マリンバンク安心システムで、
組合員・利用者の皆さまがより安心できるメインバンクとなることを目指しています。**

J F マリンバンクでは、平成15年1月に施行された再編強化法（※）の規定に基づき、マリンバンク安心システムというセーフティネットを構築しています。

マリンバンク安心システムは、経営に問題ある漁協等を早期に発見し早期に改善することで、より信頼され利用される浜の暮らしに密着した金融機関となるための仕組みです。

※再編強化法・・・正式には「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」



セーフティネットが皆様の貯金を守ります！

◆ 貯金保険制度

貯金者を保護するための国の公的な制度が「貯金保険制度」です。漁協、信漁連、農林中金などが加入しており、加入者が納める保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護します。

◆ マリンバンク安心システム

貯金者を守るため「J F マリンバンク中央本部」が各漁協、信漁連の経営状況を日頃からチェックして健全な経営を維持する事で、皆様からお預かりした貯金をグループ全体でしっかりお守りいたします。

このシステムで浜の安心を提供していきます。

●貸出業務

会員への融資をはじめ、地域住民のみなさまや事業主のみなさまの暮らしや、漁業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・水産関連産業などへのご融資を通じて、地域経済の発展に貢献しています。

なお、日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

貸出金の種類

◆事業資金

会員・会員の組員・漁業関連事業者向け運転資金・事業資金・一般資金のほか、漁業近代化資金等漁業制度資金の取り扱いを行っております。

(漁業近代化資金のご案内が次ページに記載しておりますのでご覧ください)

◆各種ローン

ローンの種類	ローンの使いみち	ご融資限度額	ご融資期間	保証	担保
漁協系統 住宅ローン	住宅の新築 改良・購入資金				ご融資対象物件 および敷地 火災保険証券
	住宅を建てるための 土地購入資金	100万円以上 5,000万円以内	5年以上30年以内	2名	
	店舗または民宿との 併用住宅資金				
漁協 黒潮ローン	生活関連資金	5万円以上 100万円以内	1年以上5年以内	共栄火災 海上保険保証	不要
漁協 フリーローン	生活関連資金	5万円以上 300万円以内	1年以上5年以内	100万円以下 1名 100万円超 2名	原則不要
漁協 カードローン	日常の小口資金	約定返済型 10万円～100万円	契約期間3年	基金協会 または ジャックス保証	不要
		随時返済型 50万円～300万円			
JFライフローン	各種ローン	10万円以上 1,000万円以下	1年以上15年以内	オリコ保証	不要
JFマリンローン	各種ローン	10万円以上 1,500万円以下	1年以上20年以内	ジャックス保	

◆融資の業務代理

農林中央金庫の融資業務代理

日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫）の融資業務代理

住宅金融支援機構の融資業務代理

農林漁業団体職員共済組合の融資業務代理

福祉医療機構の融資業務代理

※詳しくは最寄りの窓口にてご相談ください。

■ 漁業近代化資金

漁業経営の近代化を図るため、漁船、漁具及び水産施設等を取得するのに必要な資金を低利で供給することを目的とした資金です。

国と県の利子補給により、貸付金利が低利になっております。

対象資金	利用例	償還期間（据置含む）
1号資金 2号資金	船体（艀装等を含む）、推進機関、補機関、魚群探知機、プロペラ装置、 発電機、無線機、方向探知機、ロラン、レーダー、ジャイロコンパス、 気象図模写受信施設、造水装置、油圧装置等 （中古漁船を購入使用するときは15年以内でかつ当該漁船の進水時から 30年以内。なお、木船の中古漁船については、7年以内でかつ当該 漁船の進水時から11年以内。）	20年以内 ただし、木船については9年以内、強化 プラスチック船及び鋼船17年以内 （漁船の改造に必要な資金であって、船体 以外の部品に係るものにあつては、10年） 【据置期間：3年】
3号資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、 漁船用油供給施設、養殖池、畜養池、 水産種苗生産施設、養殖用作業舎、 水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、 製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設、 漁業用通信施設	15年以内 （規則第2条第2号へからんで掲げる者（以下 「漁業協同組合等」という。）に貸し付けられ るものにあつては、20年） 【据置期間：3年】
4号資金	漁場改良造成用器具、漁船用油供給用器具、 水産種苗生産用器具、養殖用えさ調整供給用器具、 養殖用肥料薬剤施用器具、養殖用水産物収穫用器具、 水産物等運搬用器具、生産・経営管理情報処理用器具、 これらの取得に必要な資金	7年 （漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつ ては、10年） 【据置期間：2年】
5号資金	漁具、養殖用いかだ その他規則で定める養殖施設	5年（大型定置網にあたっては10年） 【据置期間：2年】
6号資金	ぶり、うなぎ、その他の生育期間が通常1年以上である 水産動植物であつて規則で定めるもの	5年以内 【据置期間：2年】 （ぶり、ほたてが及び真珠（ただし、施術の 年の翌々年に浜揚げされたものに限る）の養 殖、又は増殖に係るものについては3年）
7号資金	有線放送施設 その他漁村における環境の整備のために必要な施設で あつて規則で定めるもの。 （漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）	20年以内 【据置期間：3年】
8号資金 （知事特認資金）	漁場改良造成施設、漁協等が協同利用に供する船舶、 公害防止施設、初度的経営資金、漁村給排水施設、 特定の漁家の住宅、海浜等環境活用施設、 漁協基盤強化機器整備資金、密猟監視施設、 水産業労働力確保施設資金	5年以上15年以内で 知事が指定する期間 【据置期間： 3年以内で知事が指定する期間】

貸付限度額	貸付利率	融資率
【個人利用施設】 3.6億円（個人・法人・任意団体）	最寄りの窓口にてご確認ください。	貸付限度額の範囲内で、事業費
【協同利用施設】 12億円（漁協等）		（同一事業に対し他の補助金が交付 される場合は総事業費からその補助 金を差し引いた額）の80%以内

（令和3年3月末）

為替・各種サービス

多様化するお客様のニーズに対応するため、マリンバンクの特性を活かしたきめ細やかなサービスを提供しています。

◆ 為替業務

資金の振込や送金、小切手や手形の代金取立等の内国為替業務を取り扱っております。

◆ 各種年金のお受け取り

国民年金・厚生年金・船員保険・共済組合年金などがお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。

◆ 自動振替

電気・電話・NHK受信料といった公共料金をはじめ、国税、県税、高校授業料、国民年金掛金などをお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。

◆ 収納代理

県税・市税などのお振込みがご利用いただけます。

◆ 給与振込

給料やボーナスが会社から直接お客様の貯金口座に振り込まれます。

◆ クレジットカード

JFマリンクレジットはショッピングやレジャーなどサイン一つで国内はもちろん海外の加盟店でもご利用になれる便利なカードです。

◆ デビットカード

ジェイデビット(J-Debit)のマークのある加盟店でお持ちのキャッシュカードでお買いできます。

◆ JFマリンネットバンク

お手持ちの、インターネットに接続可能なパソコン、携帯電話から、残高照会や振込・振替物が等々24時間いつでも可能なサービスです。

また、パソコン、携帯電話から、公共料金や税金等各種料金のお支払いができるペイジー(Pay-easy)サービスにも対応しております。

商品利用の留意事項

当会では、貯金等の商品を利用されるお客様に対して、顧客保護の観点から当該商品の契約の内容及び重要事項等について説明及び情報の提供を行っております。

- ・ 主要な貯金・定期積金の金利の店頭での表示
- ・ 手数料の一覧表の店頭での表示
- ・ 商品内容全般に対する情報提供（お客様のお求めに応じた説明による）

商品名、期間（自動継続の有無を含む）、受入方法、払戻（支払）方法、利息（利率、計算方法等）、手数料、中途解約時の取扱い、付加できる特約事項（総合口座の担保差入等）、その他参考となる事項

■内国為替の取扱手数料

(消費税含む)

項目・区分			当会内宛	他行宛
振込手数料	窓口利用	3万円未満	無料	550円
		3万円以上	無料	770円
	J F マリンネットバンク (インターネットバンキング利用)	3万円未満	無料	440円
		3万円以上	無料	660円
送金手数料 (1件につき)	電信扱い			880円
	普通扱い (送金小切手)			660円
代金取立手数料 (1件につき)	至急扱い			880円
	普通扱い			660円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料			660円
	不渡手形返却料			660円
	取立手形組戻料			660円
	取立手形店頭呈示料			660円
	※ただし648円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます			
	離島回金手数料			無料

■両替業務手数料

(消費税含む)

合計枚数	手数料
1～50枚	無料
51～500枚	330円
501～1,000枚	550円
1,001枚以上	1,000枚毎に550円を加算

(注1) 両替業務の枚数は硬貨・紙幣の合計となります。

(注2) 下記の両替については無料となります。

①汚損した現金の交換 ②記念硬貨の交換

■その他の諸手数料

(消費税含む)

項目	区分	手数料
残高証明発行手数料	1通につき	220円
通帳・証書再発行手数料	1件につき	550円
キャッシュカード再発行手数料	1件につき	1,100円
国債保護預かり	1ヶ月	110円

(令和3年3月末)

■ATM利用手数料

(消費税含む)

金融機関名	取引種別	平日			土曜日			日祝祭日
		早朝	時間内	時間外	早朝	時間内	時間外	時間外
千葉県信漁連	入金	無料			無料			無料
	出金	無料			無料			無料
全国ネット (全国の漁協・信漁連)	入金	無料			無料			無料
	出金	無料			無料			無料
J Aバンク	出金	無料			無料			無料
セブン銀行	入金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
	出金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ローソン	入金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
	出金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
E-NET	入金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
	出金	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ゆうちょ銀行	入金	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
	出金	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
MICS提携行 (上記以外の金融機関)	出金	220円 ※1	110円	220円 ※1	220円 ※1	110円	220円 ※1	220円 ※1

- ※1 MICS提携行で手数料が220円の取引（早朝、時間外での出金）を行う際に、お客様の口座が総合口座等で当該取引により貸越が発生する場合には、取引金額が1万円以下の場合取り扱いできません。
- ※2 E-NET取扱店舗は、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、カインズホーム、ペイシア、ライフ等です。なお、ミニストップについては、MICS提携行の利用手数料となります。
- ※3 全国の漁協・信漁連と、セブン銀行、ゆうちょ銀行、ローソン、E-NETのATMでは、出金取引に加えて入金取引もできます。信漁連の窓口が開いていない時間帯にもお気軽にご利用ください。
- ※4 ATMのお取り扱い時間は次のとおりです。（店舗により下記の時間帯内でも取り扱いを行っていない場合がございますので、ATMコーナーの表示をご確認ください）

	平日			土曜日			日祝祭日
	早朝	時間内	時間外	早朝	時間内	時間外	時間外
お取扱時間	8:00	8:45	18:00	8:00	9:00	14:00	8:00
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	8:45	18:00	21:00	9:00	14:00	21:00	21:00

(令和3年3月末)

資料編

資料編目次

25 業績

26 財務諸表の状況

貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分計算書、キャッシュフロー計算書
役員等の報酬体系、財務諸表の正確性・内部監査の有効性に係る確認書

35 貯金の状況

種類別・貯金者別貯金残高、科目別貯金平均残高、財形貯蓄残高

36 貸出金等の状況

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高、科目別貸出金平均残高、業種別貸出金残高、
貸出金担保別内訳残高、債務保証担保別内訳残高、主要な水産業関係の貸出金残高

39 有価証券の状況

種類別有価証券平均残高、有価証券残存期間別残高、有価証券の取得価額、時価及び評価損益、
保有有価証券の利回り、オフバランス取引の状況、先物取引の状況、オプション取引の時価情報

41 受託業務・為替業務の状況

受託貸付金の残高、内国為替の取扱実績

42 経営指標等の状況

最近5年間の主要な経営指標、経営諸指標、粗利益・業務純益、
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等、受取・支払利息の増減額、経費の内訳

45 自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要に関する事項、自己資本の構成に関する事項、
自己資本の充実に関する事項、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額、所要自己資本額
信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項、信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び
主な種類別の内訳、信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び
主な種類別の内訳、3月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳、
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、貸出金償却の額、
信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要、信用リスク削減手法が適用された
エクスポージャーの額、派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項、
証券化エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要、出資等エクスポ
ージャーの貸借対照表計上額及び時価、出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益、
貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額、
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要、金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

54 リスク管理情報

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額、金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、貸出金償却の額

○記載金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

そのため合計欄が表示上一致しない場合があります。

また、零円の場合は“-"で、単位未満の場合は"0"で表示しています。

収支の状況

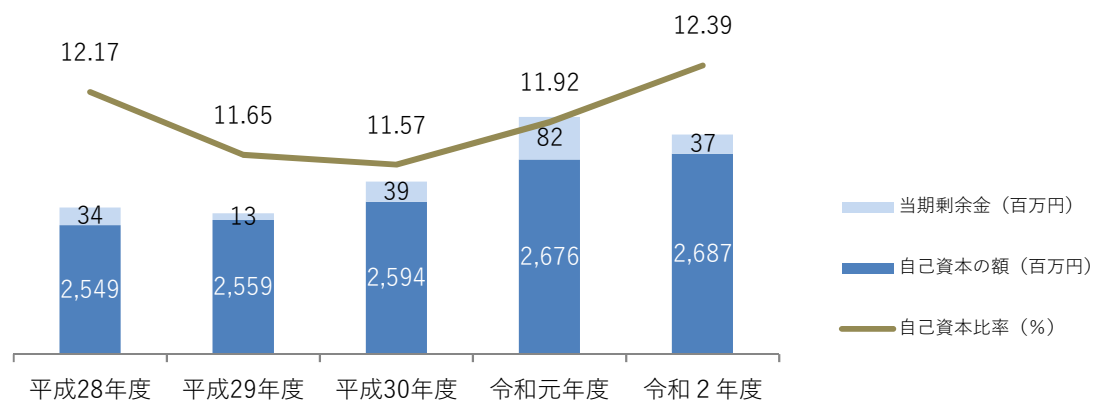
令和2年度は、全世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う未曾有の経済停滞を経験する一年となり、日本国内においても緊急事態宣言発令をはじめとした社会経済活動の人為的な制限により急激かつ大幅な景気後退に晒されました。

また、度重なる感染再拡大の影響から国内消費活動のさらなる縮小や企業設備投資の先送りなど経済停滞の深刻化・長期化が危惧されます。

本会経営状況は、継続実施されている国の補助事業「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）」など漁業者の皆様へ寄り添った資金需要への対応に努め、貸付金残高が前年比103.6%の実績となったほか、系統預け金や有価証券の効率的な資金運用や事業管理費の削減により、当期利益37,481千円の実績となりました。

なお、金融機関の健全性を示す自己資本比率は12.39%で、JFマリンバンク基本方針の定める基準値（8%）を達成しております。

当期剰余金・自己資本比率の推移



貯金業務

令和2年度は、年度末残高604億円を目標に年金定期貯金の獲得や「漁業者家計メイン化推進運動」などの貯蓄推進活動を展開したほか、系統団体及び地方公共団体からの大口貯金の獲得に努めましたが、593億円（計画達成率98%）の実績となりました。

貸出業務

令和2年度は、年度末残高71億円を目標に推進活動を展開いたしました。

漁協等の運転資金や小口ローンの需要が依然減少傾向にある中、漁船リース事業や大口設備資金の取り扱い増加に伴い72億円（計画達成率102%）の実績で、前年度対比で2億5千万円の増加となりました。

◆貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	科目	令和元年度	令和2年度
■資産の部			■負債の部		
現金	906	692	貯金	62,951	59,381
預け金	51,338	47,818	当座貯金	127	124
系統預け金	49,961	46,954	普通貯金	34,825	36,434
系統外預け金	1,376	863	納税準備貯金	4	0
有価証券	4,394	3,694	貯蓄貯金	20	3
国債	1,249	924	通知貯金	-	-
地方債	684	336	別段貯金	1,965	2,108
政府保証債	2,459	2,433	定期貯金	25,607	20,398
貸出金	7,020	7,270	積立定期貯金	21	8
手形貸付金	933	548	定期積金	379	303
証書貸付金	4,467	4,454	代理業務勘定	-	-
当座貸越	1,409	1,556	その他負債	316	84
金融機関貸付	210	710	貸付留保金	184	5
割引手形	-	-	未払法人税等	2	2
その他資産	94	82	従業員預り金	85	33
未決済為替貸	2	2	未決済為替借	17	22
前払費用	2	2	未払費用	19	12
未収収益	56	52	前受収益	4	3
その他の資産	32	25	リース債務	-	-
固定資産	341	393	その他の負債	2	3
有形固定資産	327	369	諸引当金	233	200
無形固定資産	14	24	賞与引当金	15	16
外部出資	2,869	2,869	退職給付引当金	189	180
繰延税金資産	-	-	役員退職慰労引当金	25	-
長期前払費用	35	64	睡眠貯金払戻引当金	3	3
債務保証見返	344	300	建物等除却損失引当金	-	-
貸倒引当金	△ 254	△ 32	繰延税金負債	162	135
外部出資等損失引当金	△ 1	△ 1	債務保証	344	300
			負債の部 計	64,008	60,101
			■純資産の部		
			出資金	2,314	2,324
			利益剰余金	340	373
			利益準備金	154	232
			任意積立金	186	-
			特別積立金	103	103
			当期末処分剰余金	83	38
			(内当期剰余金)	(82)	(37)
			会員資本合計	2,654	2,697
			その他有価証券評価差額金	425	353
			純資産の部 計	3,080	3,051
資産の部合計	67,052	63,152	負債及び純資産の部合計	67,088	63,152

◆損益計算書

(単位：百万円)

財務諸表の状況

損失の部	令和元年度	令和2年度
経常費用	644	632
資金調達費用	47	35
貯金利息	33	26
支払雑利息	2	2
支払奨励金	11	5
役務取引等費用	15	18
内国為替支払手数料	3	3
その他支払手数料	0	4
その他役務取引等費用	10	10
その他事業費用	35	28
融資保険料	3	2
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
事業推進費	29	25
債権管理費	2	0
事業管理費	545	542
人件費	260	260
旅費交通費	15	13
業務費	143	122
負担金	22	23
施設費	90	111
貯金保険料	5	5
雑費	3	2
税金	2	3
その他経常費用	0	8
貸倒引当金繰入	-	-
貸出金償却	-	6
その他の経常費用	0	1
経常利益	69	39
特別損失	4	0
減損損失	-	-
臨時損失	-	-
その他の特別損失	4	0
税引前当期利益	54	39
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等調整額	-	-
当期剰余金	52	37
前期繰越剰余金	0	0
当期末処分剰余金	53	38

利益の部	令和元年度	令和2年度
経常収益	714	672
資金運用収益	532	487
貸出金利息	118	118
預け金利息	4	3
有価証券利息配当金	68	62
受入雑利息	0	0
受取奨励金	321	289
受取特別配当金	20	13
役務取引等収益	28	24
内国為替受入手数料	14	13
その他受入手数料	13	10
その他役務取引等収益	0	0
その他事業収益	106	104
受取出資配当金	92	53
受取助成金	0	3
国債等債券売却益	13	48
国債等債券償還益	-	-
その他経常収益	46	54
貸倒引当金戻入益	1	3
賃貸料	25	23
繰入教育情報資金	2	4
その他の経常収益	16	23
特別利益	19	0
受入補助金	0	0
償却債権取立益	-	-
その他の特別利益	18	-

◆注記表（令和3年3月末 財務諸表）

Ⅰ．継続組合の前提に関する注記

該当ありません。

Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。
有価証券（外部出資含む）の評価は、以下のとおりです。
 - 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。
 - 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。
 - 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。
 - その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 固定資産の減価償却の方法は、以下のとおりです。
 - （１）有形固定資産（リース資産を除く）
 - 減価償却資産の償却方法は定額法です。
 - 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
 - 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
 - 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - （２）無形固定資産（リース資産を除く）
 - 自会利用ソフトウェアについては当会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
 - （３）リース資産
 - リース資産のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - 引当金の計上基準は以下のとおりです。
 - 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程並びに貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、以下のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準に基づき算定した額を採用）を計上しております。
すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額はありません。
 - 外部出資等損失引当金は、外部出資先への損失に備えるため、貸出債権と同様の考え方により資産価値の毀損の度合いに応じて必要と認められる額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。
 - 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。
 - リース取引の処理方法は以下のとおりです。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

Ⅲ．会計方針の変更に関する注記

該当ありません。

Ⅳ．表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損についての見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

Ⅴ．会計上の見積りに関する注記

- 繰延税金資産の回収可能性
繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。
これらの見積りにについては、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。
よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 固定資産の減損
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較すること等により、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅵ．会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません。

Ⅶ．誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

Ⅷ．貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額は382百万円です。
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両・電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。
- 担保に供している資産は、次のとおりです。

担保に供している資産	系統定期預金	2,040百万円
担保資産に対応する債務	為替資金決済	19百万円
- 理事及び監事に対する金銭債権の総額は2,653百万円です。
（理事及び監事が代表権を有する漁協及び法人との取引も含みます）
- リスク管理債権の内訳は以下のとおりです。
 - 貸出金のうち、破綻先債権はなく、延滞債権額は64百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。
 - 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は192百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

◆注記表（令和3年3月末 財務諸表）

- 4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は257百万円です。
- なお、上記1) から4) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 6) 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
- これらの契約に係る融資未実行残高は、4,090百万円であります。このうち原契約期間が一年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,090百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。
- これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

IX. 損益計算書に関する注記

該当ありません。

X. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当会は、千葉県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員およびその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券により運用しております。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、57%は水産業（漁協に対する貸出金を含む）に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に審査担当を配置し、営業部ならびに各営業所との連携を図りながら与信審査を行っております。

審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、管理部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層と主要な職員とで構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が25百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	692	692	0
(2) 預け金	47,818	47,818	△0
(3) 有価証券			
その他有価証券	3,694	3,694	0
(4) 貸出金	7,270		
貸倒引当金(*)	△32		
	7,237	7,050	△186
資産 計	59,443	59,255	△187
(1) 貯金	59,381	59,388	7
負債 計	59,381	59,388	7

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

◆注記表（令和3年3月末 財務諸表）

- 3) 貸出金
- 貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。
- 一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。
- 上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
- また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
- なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

- 1) 貯金
- 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。
- また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額		
系統出資	2,557		
系統外出資	312		
合計	2,869		
系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。			
金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)			
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	47,818	0	0
有価証券	0	0	0
その他有価証券のうち 満期があるもの	0	0	0
貸出金（*）	2,703	597	533
合計	50,521	597	533
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	0	0	0
有価証券	0	0	3,200
その他有価証券のうち 満期があるもの	0	0	3,200
貸出金（*）	452	356	2,601
合計	452	356	5,801

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の25百万円は含めておりません。また、分割実行案件の未実行額は含まれておりません。なお、一部の金融機関向けの貸出金710百万円は5年超に含めております。

6. 貯金、借入金その他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金 (*)	58,111	788	398
合計	58,111	788	398
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金 (*)	30	51	0
合計	30	51	0

(*) 貯金のうち要求払貯金38,671百万円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ表示し、給付補てん備金については含めておりません。

XⅠ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「政府保証債」が含まれております。
- 1) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

取得原価又は 償却原価		貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	799	924
	地方債	300	336
	政府保証債	2,105	2,433
	その他	0	0
	小計	3,205	3,694
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	0	0
	地方債	0	0
	政府保証債	0	0
	その他	0	0
	小計	0	0
合計	3,205	3,694	488

なお、上記の評価差額から繰延税金負債135百万円を差引いた額 353百万円が「その他有価証券評価差額金」として計上されております。

- 2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却原価	売却額	売却益	売却損
国債	299	307	8	0
地方債	300	340	40	0
政府保証債	0	0	0	0
合計	599	648	48	0

- 3) 当事業年度中において保有目的が変更となった有価証券はありません。

XⅡ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。
- 1) 採用している退職給付制度の概要
- 職員の退職給付にあてるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に関する会計基準」（企業会計審議会平成28年12月16日）に基づき簡便法により行っております。
- 2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|---------------|--------|
| 期首における退職給付引当金 | 189百万円 |
| 退職給付費用 | 12百万円 |
| 退職給付の支払額 | △21百万円 |
| 期末における退職給付引当金 | 180百万円 |
- 3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|---------|--------|
| 退職給付債務 | 180百万円 |
| 退職給付引当金 | 180百万円 |
- 4) 退職給付に関する損益
- | | |
|----------------|-------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 12百万円 |
|----------------|-------|
2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3百万円を含めて計上しております。
- なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は34百万円となっております。

◆注記表 (令和3年3月末 財務諸表)

XⅢ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりです。
令和3年3月31日現在
(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2
賞与引当金損金算入限度超過額	4
退職給付引当金損金算入限度超過額	49
減価償却限度超過額	16
業務外固定資産償却損金算入限度超過額	3
外部出資等損失引当金損金算入限度超過額	0
睡眠貯金払戻引当金損金算入限度超過額	0
繰越欠損金	390
繰延税金資産小計	468
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額 (*2)	△ 390
将来減算一時差異の合計にかかる評価性引当額	△ 78
評価性引当額小計 (*1)	△ 468
繰延税金資産合計 (A)	0
繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金	△ 135
繰延税金負債合計 (B)	△ 135
繰延税金資産の純額 (A+B)	△ 135

- (*1) 前期に比べて評価性引当額が225百万円減少しております。
この減少の主な要因は、税務上の繰越欠損金（法定実効税率を乗じた額）が223百万円減少したことにより、評価性引当金が同額減少したこと等によるものです。

- (*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内
税務上の繰越欠損金 (a)	43	0	10	29
評価性引当額	△ 43	0	△ 10	△ 29
繰延税金資産	-	-	-	-
	4年超5年以内	5年超	合計	
税務上の繰越欠損金 (a)	1	304	390	
評価性引当額	△ 1	△ 304	△ 390	
繰延税金資産	-	-	-	

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	令和3年3月31日現在
法定実効税率	27.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	0.7
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 18.5
住民税均等割等	5.5
教育情報資金	△ 3.1
法人税額から控除される所得税額	0.0
評価性引当金の増減	△ 566.5
繰越欠損金期限切れ	561.1
その他	△ 1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.5

XⅣ. 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XⅤ. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始後のリース取引以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
(リース資産の内容)
・有形固定資産
ATM（現金自動預入払出機）です。

XⅥ. 資産除去債務に関する注記

該当する重要な事項はありません。

XⅦ. 重要な後発事象に関する注記

吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価額を付する吸収合併が行われます。

- (1) 吸収合併消滅連合会の名称
青森県信用漁業協同組合連合会、岩手県信用漁業協同組合連合会、茨城県信用漁業協同組合連合会、東京都信用漁業協同組合連合会、新潟県信用漁業協同組合連合会、富山県信用漁業協同組合連合会、石川県信用漁業協同組合連合会、福井県信用漁業協同組合連合会、静岡県信用漁業協同組合連合会、三重県信用漁業協同組合連合会
- (2) 吸収合併の目的 経営資源の結集による経営の安定化
- (3) 吸収合併日 令和3年4月1日
- (4) 吸収合併存続連合会の名称 東日本信用漁業協同組合連合会
- (5) 合併比率及び算出方法 全ての吸収合併消滅連合会
に対し1対1の対等合併
- (6) 出資一口当たりの金額 10,000円
- (7) 吸収合併消滅連合会から承継する
資産、負債、純資産の額及び主な内訳

(単位：百万円)

吸収合併消滅 連合会の名称	青森県信用漁業 協同組合連合会	岩手県信用漁業 協同組合連合会	茨城県信用漁業 協同組合連合会
資産	64,694	127,704	28,603
（うち預け金）	49,323	104,709	23,007
（うち有価証券）	2,968	0	199
（うち貸出金）	8,191	16,946	3,858
負債	62,009	122,473	27,496
（うち貯金）	60,778	120,854	27,104
純資産	2,685	5,231	1,107
（うち出資金）	1,766	3,101	700

吸収合併消滅 連合会の名称	東京都信用漁業 協同組合連合会	新潟県信用漁業 協同組合連合会	富山県信用漁業 協同組合連合会
資産	10,960	28,617	34,705
（うち預け金）	9,520	22,571	30,366
（うち有価証券）	0	1,140	0
（うち貸出金）	958	3,040	2,630
負債	10,675	27,328	33,307
（うち貯金）	10,651	27,131	33,127
純資産	285	1,289	1,398
（うち出資金）	176	874	567

吸収合併消滅 連合会の名称	石川県信用漁業 協同組合連合会	福井県信用漁業 協同組合連合会	静岡県信用漁業 協同組合連合会
資産	51,955	40,398	126,020
（うち預け金）	39,275	30,051	89,555
（うち有価証券）	2,020	771	2,665
（うち貸出金）	6,751	6,567	25,998
負債	49,236	38,381	120,914
（うち貯金）	47,900	37,644	110,792
純資産	2,719	2,017	5,106
（うち出資金）	1,239	997	4,538

吸収合併消滅 連合会の名称	三重県信用漁業 協同組合連合会
資産	109,989
（うち預け金）	84,741
（うち有価証券）	0
（うち貸出金）	20,343
負債	106,835
（うち貯金）	102,764
純資産	3,154
（うち出資金）	3,030

XⅧ. その他の注記

該当する重要な事項はありません。

◆剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	令和2年度
当期末処分剰余金	38
剰余金処分額	35
(1) 利益準備金	35
(2) 任意積立金	0
(うち 特別積立金)	0
次期繰越剰余金	3

(注) 1. 令和2年度次期繰越剰余金に含まれる、法第55条第7項（法第92条第3項において準用する場合を含む。）に規定する経営指導・教育情報事業の費用に充てるための繰越額（いわゆる教育情報資金）は3,000,000円です。

◆キャッシュフロー計算書

(単位：百万円)

財務諸表の状況

	令和元年度	令和2年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	84	39
減価償却費	30	36
減損損失	-	-
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1	△ 222
その他引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 15	△ 33
教育情報資金の繰入額	△ 2	△ 4
資金運用収益	△ 532	△ 487
資金調達費用	47	35
有価証券関係損益 (△は益)	△ 13	△ 47
貸出金の純増減 (△は純増)	△ 471	△ 249
預け金の純増減 (△は純増)	△ 795	3,000
貯金の純増減 (△は純減)	△ 708	△ 3,569
借用金の純増減	-	-
資金運用による収入	532	490
資金調達による支出	△ 50	△ 41
資金分量配当金の支払額	-	-
その他	△ 143	△ 244
小計	△ 2,038	△ 1,299
法人税等の支払額	△ 2	△ 2
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,040	△ 1,301
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却による収入	713	648
固定資産の取得による支出	△ 18	△ 89
固定資産の売却による収入	20	-
外部出資による支出	-	-
外部出資による収入	△ 72	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	642	558
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	-	10
出資配当金の支払額	-	-
回転出資金の受入による収入	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	10
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 1,398	△ 732
6 現金及び現金同等物の期首残高	7,801	6,403
7 現金及び現金同等物の期末残高	6,403	5,670

(注) 1 現金及び現金同等物には、現金の他、取得日から満期日までの期間が3ヵ月以内の定期預け金、通知預け金、普通預け金を記載しております。

2 本表は単位未満を切り捨ての上表示しているため、各々の計が一致しない場合があります。

◆役員等の報酬体系

○ 役員

◇ 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

◇ 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	18	30

(注1) 対象役員は、理事8名、監事3名です。

◇ 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の額については監事会によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

○ 職員等

◇ 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

○ その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

■種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

科目		令和元年度		令和2年度	
		金額	構成比	金額	構成比
当座性貯金		36,943	58.7	38,671	65.1
	当座貯金	127	0.2	124	0.2
普通貯金		34,825	55.4	36,434	61.3
貯蓄貯金		20	0.0	3	0.0
通知貯金		-	-	-	-
別段貯金		1,965	3.1	2,108	3.6
その他の貯金		4	0.0	0	0.0
定期性貯金		26,008	41.3	20,710	34.9
	定期貯金	25,607	40.7	20,398	34.4
	(うち固定自由金利定期)	(25,605)	(40.7)	(20,397)	(34.4)
	(うち変動自由金利定期)	(1)	(-)	(1)	(-)
積立定期貯金		21	0.0	8	0.0
定期積金		379	0.6	303	0.5
合計		62,951	100.0	59,381	100.0
貯金者	員内	33,909	53.9	32,991	55.6
区分残高	会員	6,009	9.6	5,929	10.0
	組合員直接預り	27,900	44.3	27,062	45.6
	員外	29,041	46.1	26,389	44.4
	地方公共団体	1,651	2.6	1,589	2.7
	金融機関	-	-	-	-
	その他	27,390	43.5	24,800	41.7

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

■科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	34,128	54.0	35,016	57.3	888
定期性貯金	27,718	43.9	24,414	40.0	△ 3,304
その他の貯金	1,371	2.1	1,679	2.7	307
計	63,218	100.0	61,110	100.0	△ 2,108
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	63,218	100.0	61,110	100.0	△ 2,108

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
財形貯蓄残高	21	9

■ 種別・用途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円、%)

科目		令和元年度		令和2年度	
		金額	構成比	金額	構成比
割引手形		0	0.0	0	0.0
手形貸付金		933	13.3	548	7.5
証書貸付金		4,467	63.6	4,454	61.3
当座貸越		1,409	20.1	1,556	21.4
金融機関貸付		210	3.0	710	9.8
合計		7,020	100.0	7,270	100.0
固定金利貸付		4,646	66.2	4,643	63.9
変動金利貸付		2,373	33.8	2,626	36.1
設備資金		4,385	62.5	4,318	59.4
運転資金		2,634	37.5	2,951	40.6
貸出者 区分残高	員内	5,066	72.2	5,052	69.5
	会員	3,636	51.8	4,137	56.9
	組合員直接貸付	1,430	20.4	914	12.6
	員外	1,953	27.8	2,217	30.5
	地方公共団体	485	6.9	396	5.5
	金融機関	210	3.0	710	9.8
	その他	1,257	17.9	1,111	15.2

■ 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
割引手形	31	0.5	-	△ 31	
手形貸付金	913	13.8	773	10.5	△ 139
証書貸付金	3,743	56.6	4,573	61.9	830
当座貸越	1,246	18.8	1,347	18.3	101
金融機関貸付	684	10.3	688	9.3	4
合計	6,619	100.0	7,383	100.0	764

■ 業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業	5,063	72.1	5,211	71.7	147
製造業	200	2.9	120	1.7	△ 80
建設業	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-
卸売・小売業	30	0.4	26	0.4	△ 4
金融・保険業	210	3.0	710	9.8	500
不動産業	-	-	-	-	-
サービス業	1	0.0	-	-	△ 1
地方公共団体	469	6.7	384	5.3	△ 85
その他	1,046	14.9	819	11.1	△ 227
合計	7,020	100.0	7,270	100.0	249

■貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	増減
貯金等	161	133	△ 28
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	2,511	1,833	△ 678
その他担保物	38	20	△ 18
計	2,712	1,986	△ 725
漁信基保証	2,349	2,509	159
その他保証	1,209	2,005	796
計	3,559	4,515	955
信用	748	768	19
合計	7,020	7,270	249

■債務保証担保別内訳残高

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	増減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	244	138	△ 105
その他担保物	-	-	-
計	244	138	△ 105
漁信基保証	99	161	61
信用	0	0	0
合計	344	300	△ 43

■ 主要な水産業関係の貸出金残高

(単位：百万円、%)

(漁業種類等別)

	令和元年度	令和2年度	増減
漁業 海面漁業	966	784	△ 181
海面養殖業	192	153	△ 38
その他漁業	57	39	△ 17
漁業関係団体等	3,322	3,133	△ 189
合計	4,538	4,110	△ 427

※ 1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。

2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地方公共団体、金融機関に対する貸出は含めておりません）

(資金種類別)

<貸出金>

	令和元年度	令和2年度	増減
プロパー資金	2,122	1,333	△ 788
水産制度資金	2,416	2,777	361
漁業近代化資金	2,410	2,771	361
その他制度資金等	6	5	0
合計	4,538	4,110	△ 427

※ 1 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

2 水産制度資金には、①地方公共団体等が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。

<受託貸付金>

	令和元年度	令和2年度	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)	2,598	2,421	△ 177
その他	122	97	△ 24
合計	2,721	2,519	△ 202

※ 1 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和元年度		令和2年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	金額
国債	1,099	26.8	1,094	29.6	△ 4
地方債	731	17.8	497	13.4	△ 233
政府保証債	2,269	55.4	2,106	57.0	△ 163
金融債	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	4,099	100.0	3,698	100.0	△ 401

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
令和元年度								4,394
国債	-	313	-	-	-	936	-	1,249
地方債	-	-	-	-	569	115	-	684
政府保証債	-	-	-	-	471	1,988	-	2,459
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度								3,694
国債	-	-	-	-	461	463	-	924
地方債	-	-	-	-	336	-	-	336
政府保証債	-	-	-	-	930	1,502	-	2,433
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-

■有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(単位：百万円)

◇有価証券

種類	令和元年度			令和2年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
その他	3,805	4,394	588	3,205	3,694	488
合計	3,805	4,394	588	3,205	3,694	488

1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく価格により計上したものであります。取得価額は、償却原価によっております。

- ① 売買目的有価証券については、該当ありません。
- ② 満期保有目的有価証券については、取得価額が貸借対照表価額として計上されております。
- ③ その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

◇金銭の信託

種類	令和元年度			令和2年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
金銭の信託	-	-	-	-	-	-

※金銭の信託はありません。

■保有有価証券の利回り

(単位：%)

種類	令和元年度	令和2年度
国債	1.60	2.34
地方債	1.59	9.72
政府保証債	2.31	1.75
金融債	-	-
社債	-	-
外国証券	-	-
以上平均	1.99	3.00

※ 保有有価証券の利回りには、償還損益、売却損益、償却を含みます。
通常の有価証券利回りは43ページをご参照ください。

■オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

該当ありません

■先物取引の状況

(単位：百万円)

該当ありません

■オプション取引の時価情報

(単位：百万円)

該当ありません

■ 受託貸付金の残高

(単位：百万円)

種類	令和元年度	令和2年度
(株) 日本政策金融公庫 (農林水産)	2,598	2,421
(株) 日本政策金融公庫 (教育資金)	4	4
(独法) 住宅金融支援機構	118	93
(独法) 福祉医療機構	-	-
農林中央金庫	-	-
合計	2,721	2,519

■ 内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種類		令和元年度		令和2年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込	件数	22,734	16,213	20,867	17,508
	金額	56,854	35,538	60,224	37,239
代金取立	件数	-	-	5	-
	金額	-	-	7	-
合計	件数	22,734	16,213	20,872	17,508
	金額	56,854	35,538	60,232	37,239

■最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	812	769	735	714	672
経常利益	46	7	41	69	39
当期剰余金	34	13	39	82	37
出資金	2,314	2,314	2,314	2,314	2,324
出資口数	462,818	462,818	462,818	462,818	464,826
純資産額	3,123	3,075	3,078	3,080	3,051
総資産額	68,572	70,829	67,921	67,088	63,152
貯金等残高	64,310	66,688	63,660	62,951	59,381
貸出金残高	7,161	7,236	6,549	7,020	7,270
有価証券残高	6,973	5,959	5,202	4,394	3,694
剰余金配当金額	-	-	-	-	-
出資配当の額	-	-	-	-	-
事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職員数 (実数)	165.0人	163.0人	152.0人	135.0人	97.0人
(出向割合による)	100.6人	98.8人	93.9人	82.5人	66.8人
単体自己資本比率	12.17%	11.65%	11.57%	11.92%	12.39%

(注) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」

(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

■経営諸指標

(単位：百万円)

区分			令和元年度		令和2年度	
貯貸率等	貯貸率	期末	11.15	%	12.24	%
		期中	10.47	%	12.08	%
	貯預率	期末	81.55	%	80.52	%
		期中	81.78	%	80.61	%
	貯証率	期末	6.98	%	6.22	%
		期中	6.48	%	6.05	%
	一従業員当たり	貯金残高	763		888	
		貸出金残高	85		108	
	一店舗当たり	貯金残高	2,737		4,241	
		貸出金残高	305		519	
利益率	総資産経常利益率		0.10	%	0.06	%
	資本経常利益率		2.71	%	1.49	%
	総資産当期純利益率		0.12	%	0.05	%
	資本当期純利益率		3.21	%	1.41	%

(注1) 総資産経常(当期)利益率＝経常(当期)利益/総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注2) 資本経常(当期)利益率＝経常(当期)利益/資本勘定平均残高×100

(注3) 一従業員あたり貯金残高、貸出金残高は出向割合による員数で算出しております。

■粗利益・業務純益

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	532	487
資金調達費用	47	35
資金運用収支	484	452
役務取引等収益	28	24
役務取引等費用	15	18
役務取引等収支	13	6
その他事業収益	106	104
受取出資配当金	92	53
受取助成金	0	3
国債等債券売却益	13	48
国債等債券償還益	-	-
その他の事業収益	-	-
その他事業費用	579	566
その他事業収支	△ 472	△ 462
事業粗利益	601	560
事業粗利益率	0.96 %	0.00 %
事業純益	20	△ 7
実質事業純益	22	△ 7
コア事業純益	9	△ 55
コア事業純益（投資信託解約損益除く）	9	△ 55

(注) 1. その他事業費用には、事業管理費と貸倒引当金繰入額を含んでおります。

2. 事業粗利益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用)

+ 事業管理費 + 事業推進費 + 債権管理費 + 貸倒引当金繰入額

3. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

4. 業務純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用 - 個別貸倒引当金繰入額)

■資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	62,425	532	0.85	60,349	184	0.30
貸出金	6,619	118	1.78	7,383	118	1.60
預け金	51,704	346	0.66	49,265	3	0.00
有価証券	4,101	68	1.66	3,699	62	1.68
資金調達勘定	63,218	33	0.05	61,110	26	0.04
貯金・定期積金	63,218	33	0.05	61,110	26	0.04
借入金	-	-	-	-	-	-
貯金原価率	-	-	0.98	-	-	0.98
総資金利ざや	-	-	0.12	-	-	0.07

(注) 1. 総資金利ざや = 総資金運用利回り - 総資金原価率

2. 貯金原価率 =
$$\frac{\text{貯金利息} + \text{譲渡性貯金利息} + \text{支払奨励金} + \text{経費}}{(\text{貯金} + \text{譲渡性貯金}) \text{ 平残}}$$

■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
受取利息	16	△ 44
うち 貸出金	△ 24	0
有価証券	△ 7	△ 5
預け金	48	△ 38
支払利息	△ 14	△ 12
うち 貯金	△ 14	△ 12
譲渡性貯金	-	-
借入金	-	-
差引	30	△ 32

(注) 増減額は前年度対比です。

■経費の内訳

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
人件費	260	260
役員報酬	21	18
給料手当	177	183
出向者給料手当	0	0
福利厚生費	39	38
賞与引当金戻入	△ 15	△ 15
賞与引当金繰入	15	16
退職給付費用	16	12
役員退職慰労引当金繰入	5	5
旅費交通費	15	13
業務費	143	122
負担金	22	23
施設費	90	111
貯金保険料	5	5
雑費	3	2
税金	2	3
合計	545	542

■ 自己資本調達手段の概要に関する事項

◇ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。

令和3年3月末における自己資本比率は、預け金・有価証券の効率的な運用や事業管理費削減などにより3千7百万円の当期剰余金を計上した結果、12.39%の実績となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資により調達しております。

普通出資金

項目	内容
発行主体	千葉県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア項目に係る基礎項目算入した額	23億円（前年度23億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	-
資本調達手段の種類	-
コア項目に係る基礎項目算入した額	-

非累積的永久優先出資

項目	内容
発行主体	-
資本調達手段の種類	-
コア項目に係る基礎項目算入した額	-

回転出資金

項目	内容
発行主体	-
資本調達手段の種類	-
コア項目に係る基礎項目算入した額	-

期限付劣後債務

項目	内容
発行主体	-
資本調達手段の種類	-
コア項目に係る基礎項目算入した額	-
償還期限	-
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	(※1)

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持を図り、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めております。

◆自己資本の構成に関する事項 令和2年度

(単位: 百万円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	金額	経過措置による 不算入額	金額	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	2,654		2,637	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,314		2,324	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	340		373	
うち、外部流出予定額(△)	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	22		22	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	22		22	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	2,676		2,720	
コア資本に係る基礎項目(2)				
無形固定資産(モーケージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	-	-	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーケージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	-	-	-	
繰延税金資産(一時差額に係るものを除く。)の額	-	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	-	-	32	
自己保有普通出資金等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーケージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーケージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調達項目の額(ロ)	-		32	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	2,676		2,687	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	21,453		20,708	
資産(オン・バランス)項目	21,229		20,506	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0		0	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	0		0	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	223		201	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	990		972	
信用リスク・アセット調整額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0		0	
リスク・アセットの額の合計額(ニ)	22,444		21,680	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.57%		12.39%	

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
粗利益額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額	所要自己資本額	粗利益額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して 得た額	所要自己資本額
a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$c=b \times 4\%$	a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$c=b \times 4\%$
528	990	39	518	972	38

(注. 1) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当り、当連合会では基礎的手法を採用しています。

(注. 2) オペレーショナル・リスク相当額は、一年間の粗利益に0.15を乗じて得た額の直近3年間の平均値としております。

■所要自己資本額

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額	リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額
a	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$
22,444	897	21,680	867

■自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャー	リスク・	所要	エクスポージャー	リスク・	所要
	の期末残高	アセット額 a	自己資本額 b=a×4%	の期末残高	アセット額 a	自己資本額 b=a×4%
現金	906	-	-	692	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,252	-	-	923	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,179	-	-	742	-	-
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第1種金融 商品取引業者向け	51,155	10,231	409	48,343	9,668	386
法人等向け	2,865	2,865	114	2,440	2,440	97
中小企業等・個人向け	429	322	12	346	259	10
抵当権付住宅ローン	220	77	3	168	59	2
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	31	22	0	8	9	0
取立未済手形	2	0	0	2	0	0
漁業信用基金協会等保証	2,212	221	8	2,388	238	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	312	312	12	312	312	12
（うち出資等のエクスポージャー）	312	312	12	312	312	12
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	5,943	9,786	391	6,236	10,073	402
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	2,561	6,403	256	2,558	6,395	255
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他 の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部 TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,382	33,823	1,352	3,678	3,678	147
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるされるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちリスク・ウェイト方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマデ・コート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	66,511	23,838	953	62,606	23,063	922

■信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、右記の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、右記のとおりです。

エクスポージャー

適格格付機関

カントリー・スコア

金融機関向けエクスポージャー 日本貿易保険
法人向けエクスポージャー (長期) R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch
法人向けエクスポージャー (短期) R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

令和元年度				令和2年度			
信用リスクに関する エクスポージャーの残高				信用リスクに関する エクスポージャーの残高			
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法人	農林水産業	5,328	5,328	-	5,439	5,439	-
	製造業	200	200	-	120	120	-
	建設業	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売業	30	30	-	26	26	-
	金融・保険業	53,905	210	-	50,885	711	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-
	サービス業	4	1	-	3	-	-
	地方公共団体	1,162	469	684	730	384	336
	その他	4,255	16	3,721	3,897	12	3,367
個人		1,140	1,115		907	884	
固定資産等		1,280			1,112		
合計		67,308	7,371	4,406	63,122	7,578	3,703

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
3. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

	令和元年度			令和2年度		
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	53,597	2,235	11	49,988	2,147	9
1年超3年以下	628	315	313	351	351	-
3年超5年以下	817	817	-	596	596	-
5年超7年以下	346	346	-	477	477	-
7年超	4,539	3,498	1,040	5,720	3,992	1,728
期限の定めなし	7,380	158	3,040	5,988	14	1,966
合計	67,308	7,371	4,406	63,122	7,578	3,703

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

■信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

◇3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

		令和元年度	令和2年度
法人	農林水産業	238	-
	製造業	-	-
	建設業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	卸売・小売業	-	-
	金融・保険業	-	-
	不動産業	-	-
	サービス業	-	-
	地方公共団体	-	-
	その他	-	-
個人		25	18
合計		264	18

(注) 全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

		令和元年度					令和2年度				
		期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金		20	22	-	20	22	22	22	-	22	22
個別貸倒引当金		236	-	-	4	232	232	-	-	222	10
法人	農林水産業	218	-	-	-	218	218	-	-	218	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		18	-	-	4	13	13	-	-	3	10

◇貸出金償却の額

		令和元年度	令和2年度
法人	農林水産業	-	6
	製造業	-	-
	建設業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	卸売・小売業	-	-
	金融・保険業	-	-
	不動産業	-	-
	サービス業	-	-
	地方公共団体	-	-
	その他	-	-
個人		-	-
合計		-	6

(注) 個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の数値（直接償却額）を記載しております。

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

		令和元年度			令和2年度		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用リスク削減	0 %	-	5,805	5,805	-	4,802	4,802
	10 %	-	2,349	2,349	-	2,509	2,509
効果勘案後残高	20 %	50,939	219	51,158	51,686	△ 3,340	48,346
	35 %	-	220	220	-	168	168
	50 %	-	25	25	-	-	-
	75 %	-	347	347	-	291	291
	100 %	210	4,446	4,656	210	4,293	4,503
	150 %	-	6	6	-	3	3
	200 %	2,348	-	2,348	2,348	-	2,348
	250 %	-	-	-	-	-	-
	1250 %	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
自己資本控除額		-	-	-	-	-	-
合計		53,497	13,419	66,916	54,245	8,727	62,972

◆ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を、「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、適格相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、

①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること。

③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること。

④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること。

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	令和元年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-
漁業信用基金協会等保証	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

◆ 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンドート方式を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	0	0
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	0	0
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	0	0

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

◆ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックして経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

令和元年度		令和2年度	
貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
2,869	-	2,869	-

(注) 上場株式の保有はありません。

◆ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する売却益・売却損・償却額ははありません。

◆ 貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
588	-	488	-

(注) 上場株式の保有はありません。

◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

該当する株式はありません。

◆金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

- ・当連合会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。
 - リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当連合会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正管理に努めています。
 - リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当連合会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
 - 金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。
- ・当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

 - 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - 複数の通貨の集計方法およびその前提

当連合会では円通貨のみを取り扱っています。
 - スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。
 - 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。
- ・ Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
 - 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)

特段ありません

・金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

項番	令和元年度		令和2年度	
	Δ EVE	Δ NII	Δ EVE	Δ NII
1 上方パラレルシフト	311	150	181	118
2 下方パラレルシフト	0	24	△ 76	15
3 スティープ化	360	-	267	-
4 フラット化	17	-	△ 32	-
5 短期金利上昇	0	-	△ 28	-
6 短期金利低下	0	-	△ 30	-
7 最大値	360	-	267	-
8 自己資本の額		2,676		2,687

■ リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	増減
リスク管理債権総額(A)=①+②+③+④	506	257	△ 249
破綻先債権額 ①	238	-	△ 238
延滞債権額 ②	76	64	△ 11
3ヶ月以上延滞債権額 ③	-	-	-
貸出条件緩和債権額 ④	192	192	-
保全額合計 (D)=(B)+(C)	376	118	△ 258
担保・保証付債権額 (B)	143	108	△ 35
個別貸倒引当金残高 (C)	232	10	△ 222
保全率 (D)/(A)	74.31	46.01	△ 28.30

- (注1) 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が、相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
- (注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。
- (注3) 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。
- (注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。
- (注5) 「担保・保証付債権額（B）」は、「リスク管理債権総額（A）」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
- (注6) 「貸倒引当金残高（C）」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

■金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

	令和元年度	令和2年度	増減
不良債権額合計 (A)	506	257	△ 249
破産更正債権及びこれらに準ずる債権額	266	21	△ 244
危険債権額	47	43	△ 4
要管理債権額	192	192	-
正常債権額	6,864	0	△ 6,864
保全額合計 (D)=(B)+(C)	376	118	△ 258
担保保証付債権額 (B)	143	108	△ 35
個別貸倒引当金残高 (C)	232	10	△ 222
保全率 (D)÷(A)	74.30	45.97	△ 28.33

(注1)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、更生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3)「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4)「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準じる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5)「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額 (A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6)「貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	20	22	-	20	22	22	22	-	22	22
個別貸倒引当金	236	232	-	236	232	232	10	-	232	10
合計	256	254	-	256	254	254	32	-	254	32

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	6

(注1)個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の数値（直接償却額）を記載しております。

■ 法定開示項目一覧

本誌は、水産業協同組合法第92条第3項で準用する第58条の3(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)に基づき作成されたディスクロージャー誌です。漁業協同組合等の信用事業に関する命令書第48条に定める各開示項目は、以下のページに掲載しております。

● 法定開示項目	● 掲載頁
1 業務の運営の組織	11
2 理事及び監事の氏名及び役職名	10
3 事務所の名称及び所在地	12 ~ 13
4 当会を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項	10
5 主要な業務の内容	16 ~ 20
6 直近の事業年度における事業の概況	25
7 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
(1) 経常収益	42
(2) 経常利益又は経常損失	42
(3) 当期剰余金又は当期損失金	42
(4) 出資金及び出資口数	42
(5) 純資産額	42
(6) 総資産額	42
(7) 貯金等残高	42
(8) 貸出金残高	42
(9) 有価証券残高	42
(10) 単体自己資本比率	42
(11) 剰余金の配当の金額	42
(12) 職員数	42
8 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
(1) 主要な事業の状況を示す指標	42 ~ 44
(2) 貯金に関する指標	35
(3) 貸出金等に関する指標	36 ~ 38
(4) 有価証券に関する指標	39 ~ 40
9 リスク管理の体制	04 ~ 05
10 法令遵守の体制	06 ~ 07
11 地域活性化のための取り組みの状況	15
12 金融ADR制度への対応	03
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	26 ~ 31
14 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	54
(2) 延滞債権に該当する貸出金	54
(3) 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	54
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	54
15 自己資本の充実の状況	45 ~ 53
16 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
(1) 有価証券	40
(2) 金銭の信託	40
17 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
18 貸出金償却の額	55

千葉県信用漁業協同組合連合会

〒260-0021

千葉県千葉市中央区新宿2-3-8 水産会館2階

TEL 043-242-5261(代表)